

制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を行いますので、志賀町財務規則（平成17年規則第35号）第100条の規定により公告します。

なお、本入札は電子入札で実施します。

令和8年2月20日

志賀町長 稲岡 健太郎

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 6 災農業集落排水事業管路復旧工事（直海地区1工区ほか5工区）
外1件（合併入札）
- (2) 工事場所 志賀町 直海 地内外
- (3) 完成期日 令和8年3月31日
（ただし、予算の繰越承認を受けた場合は、完成期日の延長を行う予定）
- (4) 工事概要 (ア) 6 災農業集落排水事業管路復旧工事（直海地区1工区ほか5工区）
施工延長 L=4669.6m
・開削 (PRP φ150) L=2348.6m
・開削 (PRP φ200) L=2197.5m
・1号マンホール設置工 N=11箇所
・取付管布設工 N=69箇所ほか
(イ) 6 災農業集落排水事業復旧工事に伴う水道支障移設工事
（直海地区1工区ほか5工区）
・施工延長 L=3529.1m
・配水管 (φ150DIPGX) L=646.8m
・配水管 (φ100HPPE) L=698.7m
・配水管 (φ75HPPE) L=1906.6m
・消火栓 N=13基
・給水管 N=64戸ほか
- (5) 開札日時 令和8年3月18日（水）午前9時00分
- (6) 入札方法 電子入札
- (7) 入札保証金 免除
- (8) 契約保証金 必要（契約金額の10%以上とする）
- (9) 予定価格 863,371,300円（消費税等相当額込み）
(ア) 620,587,000円（6 災農業集落排水事業管路復旧工事
（直海地区1工区ほか5工区））
(イ) 242,784,300円（6 災農業集落排水事業復旧工事に伴う
水道支障移設工事（直海地区1工区ほか5工区））
※予定価格は（ア）工事、（イ）工事ごとに設定するため、見積内訳書の
金額は工事毎の予定価格の範囲内とすること
- (10) 最低制限価格 有（ランダム係数型の変動型最低制限価格制度による。算定基準額は各工
事費から算定したものを合算する。）

- (11) 支払条件
- ・前金払 有（（ア）工事、（イ）工事）
 - ・部分払 有（3回以内）（（ア）工事、（イ）工事）
 - ・中間前金払 有（（ア）工事、（イ）工事）

※ 中間前金払と部分払の選択について請負金額が1,000万円以上の工事にあつては、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかを選択し、中間前金払と部分払の選択に係る届出書を提出しなければならない。この場合において、契約締結後の変更は認めないものとする。

2 入札参加資格に関する事項

令和7・8年度志賀町請負業者有資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）であつて、開札日において次に掲げる資格を有するそれぞれに属する1者ずつによる2者により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）または、次に掲げる資格をすべて有する者（以下「単体事業者」とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、本入札は共同企業体と単体事業者のいずれかで参加できる競争入札（以下「混合入札」という。）とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（共同企業体、単体事業者共通）

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日からこの工事の入札の日までの期間に、志賀町の指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- ⑥ 混合入札に参加する単体事業者は、当該混合入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。
- ⑦ 当該入札に参加する他の共同企業体の構成員（代表者、非代表者）及び単体事業者の中に、資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。

【共同企業体の要件】

(2-1) 共同企業体の代表者の要件

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可に係る
- ② 主たる営業所又は営業所の所在地が日本国内にあること。
- ③ 審査基準日が令和6年10月1日直前の経営事項審査において「土木一式工事」に係る総合評定値と志賀町の主観点数（令和7年度）を加算した点数が750点以上であること。
- ④ 審査基準日が令和6年10月1日直前の経営事項審査において土木一式工事の年間平均完

成工事高の合計が784,883千円以上であること。

⑤ 配置予定技術者に係る事項

次に掲げる要件をすべて満たす者を主任（監理）技術者として配置できること。

（ア）直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある者

（イ）1級土木施工管理技士の資格を有する者

ただし、本工事の請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は、請負代金額が9,000万円以上）となる場合は、直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある者を専任で配置すること。

（2-2）共同企業体のその他構成員の要件

① 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可に係る主たる営業所の所在地が日本国内にあること。

② 審査基準日が令和6年10月1日直前の経営事項審査における「土木一式工事」に係る総合評定値と志賀町の主観点数（令和7年度）を加算した点数が、750点以上であること。

③ 配置予定技術者に係る事項

次に掲げる要件をすべて満たす者を主任（監理）技術者として配置できること。

（ア）直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある者

（イ）1級土木施工管理技士の資格を有する者

ただし、本工事の請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は、請負代金額が9,000万円以上）となる場合は、直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある者を専任で配置すること。

共同代表事業体の代表者及び共同企業体のその他構成員は複数の技術者を配置予定の技術者として申請することができる。また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする事は差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者については指名停止の措置を行うことがある。

※この工事は「令和6年能登半島地震に係る災害復旧工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いについて」を適用し、工事の配置予定技術者については、「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」に定める基準に該当する場合、この工事を含む、二以上の工事の主任技術者として兼務することができるものとする。

なお、当該兼務については3（4）の承認が必要となる。

（2-3）共同企業体の結成

① 構成員の数は、代表者1者とその他構成員1者の2者とする。

② 結成方式は、自主結成とする。

③ 同一業者が2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

④ 代表者は、構成員のうち出資比率が最も大きな者であること。

⑤ 構成員の出資比率は30%以上とする。

【単体事業者の要件】

(3) 入札に参加する者に必要な条件に関する事項

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可に係る主たる営業所又は営業所の所在地が日本国内にあること。
- ② 審査基準日が令和6年10月1日直前の経営事項審査において「土木一式工事」に係る総合評定値と志賀町の主観点数（令和7年度）を加算した点数が750点以上であること。
- ③ 審査基準日が令和6年10月1日直前の経営事項審査において土木一式工事の年間平均完成工事高の合計が784,883千円以上であること。
- ④ 配置予定技術者に係る事項

次に掲げる要件をすべて満たす者を主任（監理）技術者として配置できること。

(ア) 直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある者

(イ) 1級土木施工管理技士の資格を有する者

ただし、本工事の請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は、請負代金額が9,000万円以上）となる場合は、直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある者を専任で配置すること。

なお、複数の技術者を配置予定の技術者として申請することができる。また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とすることは差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者については指名停止の措置を行うことがある。

※この工事は「令和6年能登半島地震に係る災害復旧工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いについて」を適用し、工事の配置予定技術者については、「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」に定める基準に該当する場合、この工事を含む、二以上の工事の主任技術者として兼務することができるものとする。

なお、当該兼務については3（4）の承認が必要となる。

3 入札参加手続

(1) 設計図書の閲覧期間及び方法

令和8年2月20日（金）～令和8年3月17日（火）まで
本町ホームページの入札情報システム（PPI）に掲載する。

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=1738400>

(2) 質問書の受付期間及び方法

執行機関の長に対して文書（様式は任意）で、令和8年2月20日（金）～令和8年3月9日（月）までに企画財政課へ持参又は郵送にて提出（必着）

(3) 回答の閲覧期間及び場所

令和8年2月20日（金）～令和8年3月17日（火）まで
本町ホームページの入札情報システム（PPI）に掲載する。

(4) 申請書等の提出について

①入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料

電子入札システムにより、令和8年3月13日（金）午後5時00分までに提出すること。

ただし、申請書等の容量の合計が3MBを超える場合、入札参加資格確認書については、電子入札システムにより提出し、入札参加確認資料については郵送又は持参により企画財政課まで提出すること。

※共同企業体の場合は共同企業体の様式を使用すること。

②特定建設工事共同企業体協定書（副本）※共同企業体を結成する場合のみ

共同企業体の場合提出者は共同企業体とし、代表者、構成員ともに記名、押印すること。提出は郵送又は持参により企画財政課へ令和7年3月13日（金）午後5時00分まで提出すること。

③添付する書類

(ア) 審査基準日が令和6年10月1日直前の経営事項審査結果通知書の写し（開札日が審査基準日から1年7ヶ月を超えている場合は、最新の経営事項審査結果通知書の写しも提出）

(イ) 配置予定技術者の資格及び工事経験調書（主任（監理）技術者の資格及び免許書等の写し並びに監理技術者にあつては国土交通大臣の登録を受けた講習の終了証明書、現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届又はコリンズカルテ等の写し）

(ウ) 配置予定技術者が公告日より3ヶ月以上前から雇用関係にあることが確認できる書類等の写し

(エ) 主任技術者の兼務承認申請書

兼務の可否について、発注者に事前に審査を受けようとする者は、「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」に定める基準に従い申請すること。

(オ) 同種・類似工事の施工実績調書

・コリンズ又は地方公共団体等との契約書の写し（施工面積等の内容が詳細に分かる書面を含む。）等。ただし、共同企業体は代表者の施工実績を記載すること。

4 入札参加資格確認結果の通知

電子入札システムにより通知する。

5 落札価格

入札書に記載する入札価格は、各工事の見積り金額の合計とし、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。ただし、契約は入札参加者から提出

のあった見積内訳書合計表に記載された各工事の見積り金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約金額とし、工事毎に契約書を作成するので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積内訳書合計表に記載すること。

6 入札書の受付期間

電子入札システムにより、令和8年3月17日（火）午前9時から午後5時までに入札書を提出すること。その際、必ず工事毎の工事費内訳書を添付すること。工事費内訳書のファイル名は、「（会社名）〇〇工事（内訳書）」とすること。

7 入札の無効

入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、工事費内訳書を提出しない者及び志賀町競争入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

8 入札結果の公表

電子入札システムにより、落札者決定通知書の発行後、本町ホームページの入札情報システム（PPI）に掲載する。

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=1738400>

9 契約相手方について

上記2.（2）①に該当する主たる営業所（本社又は本店をいう）又は営業所とする。

10 その他

本入札公告に掲載以外の事項については、建設業法等の関係法令を遵守すること。

11 問い合わせ先

志賀町役場 企画財政課

〒925-0198

石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

電話番号（0767）32-1111（内線331）